第２節　申請書類の提出

１．提出場所

監理団体許可申請と技能実習計画認定申請では、機構の提出場所が異なりますので、ご注意願います。

（１）監理団体許可申請

監理団体の所在地に関わらず、全国共通で「機構本部監理団体部」あて提出してください。

外国人技能実習機構　本部事務所　監理団体部 〒108-0075　東京都港区港南一丁目６番 31 号 品川東急ビル８階　TEL：03-6712-1923

（２）技能実習計画認定申請

機構地方事務所・支所認定課に提出することになりますが、提出先は、実習実施者の所在地を管轄する地方事務所・支所になります。

・実習実施者が法人の場合：本社所在地 ・実習実施者が個人の場合：住民票記載の住所	機構地方事務所・支所
北海道	札幌事務所 〒060-0034 北海道札幌市中央区北四条東二丁目８番地２ マルイト北４条ビル５階 TEL：011-596-6470
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	仙台事務所 〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目４番１号 仙台興和ビル 12 階 TEL：022-399-6326
栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県	東京事務所 〒108-8203 東京都港区港南一丁目６番 31 号 品川東急ビル８階 TEL：03-6433-9211
茨城県	水戸支所（東京事務所） 〒310-0062 茨城県水戸市大町一丁目２番 40 号 朝日生命水戸ビル３階 TEL：029-350-8852
新潟県、長野県	長野支所（東京事務所） 〒380-0825 長野県長野市南長野末広町 1361 番地 ナカジマ会館ビル６階 TEL：026-217-3556
静岡県、岐阜県、愛知県、三重県	名古屋事務所 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄四丁目 15 番 32 号 日建・住生ビル５階 TEL：052-684-8402
富山県、石川県、福井県	富山支所（名古屋事務所） 〒930-0004 富山県富山市桜橋通り５番 13 号 富山興銀ビル 12 階 TEL：076-471-8564

② 副本（提出書類一覧・確認表、監理団体許可申請書及び添付書類）１通（委任状以降の★☆印の書類は除く、正本一式の写し）

③ 副本（監理団体許可申請書）１通（正本の写し）

― 監理団体許可申請書類の並べ方 ―

<1> 【正　　本】

・監理団体許可関係書類一覧・確認表（番号①）
・監理団体許可申請書（番号②）
・監理事業計画書（番号④）（監理事業所ごと）
・その他の添付書類
・
・
・
登録免許税納付を証する書類（番号☆）

<2> 【副　本　①】

・監理団体許可関係書類一覧・確認表（番号①）の写し
・監理団体許可申請書（番号②）の写し
・監理事業計画書（番号④）（監理事業所ごと）の写し
・その他の添付書類の写し
・
特定の職種を実習監理しようとする場合に必要な書類（番号★）の写し

<3> 【副　本　②】

・監理団体許可申請書（番号②）の写し（申請書の押印も写しで可）

（２）技能実習計画認定申請

【技能実習計画（技能実習生）を１通（1 人）申請する場合】

① 正本（提出書類一覧・確認表、技能実習計画認定申請書及び添付書類）１通

提出書類一覧・確認表を一番上にし、技能実習計画認定申請書及び添付書類は、提出書類一覧・確認表の申請者確認欄の「有」に〇を付けた順に並べます。

② 副本（技能実習計画認定申請書、技能実習計画、入国後講習実施予定表、実習実施予定表及び欠格事由非該当の誓約）１通（正本の写し）

【複数の技能実習計画（技能実習生）を同時に申請する場合】

下記の順に並べます。

① 正本（提出書類一覧・確認表、技能実習計画認定申請書及び添付書類）１通

i. 「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」（提出書類一覧・確認表の番号１の書類）の１番目に記載されている技能実習生

提出書類一覧・確認表 1～61 の提出が必要な全ての書類を、提出書類一覧・確認表の申請者確認欄の「有」に〇を付けた番号順に並べます。

ii. 「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」（提出書類一覧・確認表の番号１の書類）の２番目以降に記載されている技能実習生

名簿順に、提出書類一覧・確認表 2～24 の提出が必要な全ての書類を、提出書類一覧・確認表の申請者確認欄の「有」に〇を付けた番号順に並べます。

② 副本（全ての技能実習計画認定申請書、技能実習計画、入国後講習実施予定表、実習実施予定表及び欠格事由非該当の誓約）各１通（各正本の写し）

「申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿」(提出書類一覧･確認表の番号１の書類)に記載されている番号順に並べます。

－ 技能実習計画認定申請書類の並べ方（技能実習生複数人の場合） －

<1>　【正　　本】

◆名簿記載の１人目

・申請する技能実習計画の対象となる技能実習生の名簿（番号 1）

・技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表（番号 2）

・技能実習計画認定申請書（番号 3）

・その他の添付書類（番号 4 から 61、☆まで）

・

・

・

・

・

・

申請書（番号 3 から 9 まで）は技能実習生ごとにホチキスで留める。

手数料の払込みを証する書類（番号☆）

<2>　【正　　本】

◆名簿記載の２人目

・技能実習計画認定申請書類提出書類一覧・確認表（番号 2）

・技能実習計画認定申請書（番号 3）

・その他の添付書類（番号 4 から 24 まで）

・

前段階の技能実習計画において目標として定めた技能検定又は技能実習評価試験の合格又は一部合格を証する書類（番号 24）

<3>　【副　　本】

◆以下の書類の写し（申請書の押印も写しで可）を技能実習生ごとにホチキスで留めた上で名簿の番号順に並べる。

・全ての技能実習計画認定申請書（番号 3）の写し

・全ての技能実習計画（番号 4）の写し

・全ての入国後講習実施予定表（番号 5）の写し

・全ての実習実施予定表（番号 6 又は 7・8）の写し

・全ての欠格事由非該当の誓約（番号 9）の写し

※　技能実習計画認定申請書のほか、各様式の用紙の左肩に記載されたアルファベットについては、技能実習の区分により、以下のとおり分類しているものです。申請する技能実習計画に係る技能実習の区分に応じた書類を作成し、提出することが必要です。

A 第１号企業単独型技能実習　　D 第１号団体監理型技能実習

B 第２号企業単独型技能実習　　E 第２号団体監理型技能実習

C 第３号企業単独型技能実習　　F 第３号団体監理型技能実習

５．手数料・登録免許税

監理団体許可及び技能実習計画認定には、手数料及び登録免許税が必要です。詳細は、資料「技能実習計画認定と監理団体許可に係る手数料・登録免許税」（P.199）を参照願います。

６．注意事項

（１）申請書類の提出に当たって

申請書類を機構に提出するに当たっては、必ず写しを作成の上、保管して下さい。

（２）追加書類の提出について

申請書類が機構に受理された後、審査の過程において追加書類の提出を求められることがありますが、その場合には機構の指示に従い、提出することになります。

6 許可年月日	年　　月　　日
7 許可番号	
8 監理事業を開始する予定年月日	2017 年　11 月　1 日
9 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	・旧技能実習制度で当組合が受け入れている技能実習生は、ベトナム人、中国人及びフィリピン人であるが、技能実習生の母国語に堪能な職員を以下のとおり配置している。 ベトナム語（△△△△△ほか２名）、中国語（○○○○ほか１名）、英語（□□□□ほか３名） ・上記職員は最も短い者でも当組合で１年以上の勤務経験があり、JITCO が開催する各種セミナーへの参加等を通じ、技能実習関係法令に精通している。 ・また、上記職員には携帯電話を持たせ、当該番号を技能実習生に周知し、昼夜を問わず相談に応ずる体制を構築している。
10 備考	本申請に係る担当者 ①氏　名　△△　△△ ②職　名　専務理事 ③連絡先　（事務所）□□ ― □□ ― □□ （携　帯）○○ ― ×× ― ○○

（注意）
1　※印欄には、記載をしないこと。
2　許可を申請するときは、表題中「監理団体許可有効期間更新申請書」の文字及び第１面上方の２の全文を抹消すること。
3　許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中「監理団体許可申請書」の文字及び第１面上方の１の全文を抹消すること。また、２欄の「※事業所枝番号」の「※」の文字を抹消し、該当する事業所の事業所枝番号を記入すること。
4　１欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
5　１欄の⑦は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部役員の氏名を記載すること。
6　１欄の⑧は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
7　１欄の⑨は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
8　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第 27 条第２項の規定により読み替えて適用する職業安定法第 32 条の 12 第１項の規定による届出は、１欄の⑨の記載により行うものとすること。
9　２欄は、申請者が監理事業を行おうとする事業所を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
10　３欄は、申請する事業の区分につき該当するものにチェックマークを付すこと。
11　４欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出機関を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
12　５欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
13　６欄及び７欄は許可の有効期間の更新を申請するときにのみ、また、８欄は許可を申請するときにのみ、それぞれ記載すること。
14　10 欄は、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
15　収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

別記様式第 12 号（第 27 条第２項関係）　　（日本工業規格Ａ列４）

監　理　事　業　計　画　書

１許可番号	記載しない。
２監理団体の名称	○○事業協同組合
（ふりがな） ３監理事業を行う事業所の名称	○○じぎょうきょうどうくみあい△△しぶ ○○事業協同組合△△支部
４計画対象期間	2017 年　11 月　1 日から　2023 年　3 月　31 日まで
５実習監理する団体監理型技能実習が行われる地域	□全国 □単一の都道府県内（　　） ☑複数の都道府県内（○○県、□□県、東京都、大阪府、△△県、××県）
６団体監理型技能実習の取扱職種の範囲等	別紙のとおり
７実習監理する団体監理型実習実施者の見込数	団体監理型実習実施者　△△人／法人
８実習監理する団体監理型技能実習生の見込数	第１号団体監理型技能実習生　△△△人 第２号団体監理型技能実習生　△△△人 第３号団体監理型技能実習生　△△人
９実習監理する団体監理型技能実習生の国籍（国又は地域）の見込み	ベトナム　△△△人 中国　△△人 ××××　△△人
10 監理事業の実務に従事する職員の数	合計　△△人（常勤職員　△△人　非常勤職員　△人）
11 定期の監査の実施頻度	３月に１回以上
12 事業所の床面積	△△．△△㎡

（注意）

1　監理事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。

2　１欄は、既に監理団体の許可番号を得ている者について記載すること。

3　４欄は、事業所において事業開始を予定する日から、許可の有効期間の末日が含まれる技能実習事業年度の末日を記載すること。

参考様式第２－１号（規則第 27 条第１項第３号関係）　　（日本工業規格Ａ列４）

申　請　者　の　概　要　書

１　申請者の概要

①許可番号	記載しない。
（ふりがな） ②名称 （英語表記）	○○じぎょうきょうどうくみあい ○○事業協同組合 （○○ COOPERATIVE SOCIETY）
③団体の構成	□　単一業種の団体 ☑　異業種の団体
④設立の年月日	△△△△年　△△月　△△日
⑤許認可等を受けた行政庁	○○省、△△省、××省
⑥常勤職員数	合計　△△人 （うち技能実習の実習監理に関与する常勤職員数　△△人　）
⑦実習実施者に対する監査に関与する職員数	合計　△人
⑧団体に加入・加盟している会員又は組合員数	△△
⑨団体の監理の下、技能実習生の受入れを行っている会員又は組合員数	△△
⑩ホームページのＵＲＬ	http://○○-coop.or.jp/
⑪労働保険番号	○○×△△○○○×××△△△

（注意）
1　①は、この申請を行うまでに、既に監理団体の許可を得ている者については記載すること。
2　⑥は、外国にある事業所に所属する常勤の職員（役員を含む。）を除いた法人全体の職員数を記載すること。
3　⑨は、この申請を行うまでに、既に監理団体の許可を得て技能実習生の受入れを行っている場合に記載すること。また、旧制度（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行前の出入国管理及び難民認定法及びその関係法令に基づく技能実習制度）に基づき技能実習生の受入れを行っている場合には、その数を記載すること。
4　⑩は、ホームページを有している場合には、必ず記載すること。
5　⑪は、申請者が労働保険の成立手続を行い、労働保険番号を有している場合には、必ず記載すること。

申請者の概要書（参考様式第２－１号）２枚目　記載要領

該当番号	記載上の注意事項
２	監理事業を行おうとする団体の法人全体における監理事業の実績について、本概要書の申請日現在の状況を記載する。
２①	監理事業を行おうとする団体がこれまでに受け入れてきた技能実習生数を送出し国別に多い順に記載する（旧制度における受入れを含む。）。
２②	・監理事業を行おうとする団体が実習監理している技能実習生数（いわゆる在籍ベース）を第１号・第２号・第３号ごとに記載する。 ・そのうち、旧制度で受け入れた技能実習生数をカッコ内に記載する。
２③	・　監理事業を行おうとする団体で直近３年における技能実習事業年度（４月１日～翌年３月31日）ごとに受け入れた技能実習生数（初めて技能実習生として入国した者、または他の実習実施者から移籍してきた者が対象となる。）を記載する。 ・そのうち、旧制度で受け入れた技能実習生数をカッコ内に記載する。 ・「直近２年」欄には直近１年の数を除いた人数を、「直近３年」欄には直近１年及び直近２年の数を除いた人数を、それぞれ記載する。
２④	・監理事業を行おうとする団体で直近３年における技能実習事業年度（４月１日～翌年３月31日）ごとに、技能実習実施困難時届出書（別記様式第９号）を提出したもののうち、中途帰国した技能実習生数を第１号・第２号・第３号ごとに記載する。 ・旧制度で受け入れた技能実習生数については、地方入国管理局に「途中帰国報告書」を提出した人数をカッコ内に記載する。 ・「直近２年」欄には直近１年の数を除いた人数を、「直近３年」欄には直近１年及び直近２年の数を除いた人数を、それぞれ記載する。
２⑤	・監理事業を行おうとする団体で直近３年における技能実習事業年度（４月１日～翌年３月31日）ごとに行方不明となった技能実習生数を第１号・第２号・第３号ごとに記載する。 ・そのうち、旧制度で受け入れた技能実習生数をカッコ内に記載する。 ・「直近２年」欄には直近１年の数を除いた人数を、「直近３年」欄には直近１年及び直近２年の数を除いた人数を、それぞれ記載する。 ・直近３年の間に行方不明者がある場合は、「行方不明年月日」欄に、行方不明になった古いものから順に、行方不明年月日、技能実習の段階（○号）、人数を箇条書きで記載する。

外部監査人の概要書（参考様式第２－６号）　記載要領

全般的な注意事項
・監理団体許可申請に当たって機構本部監理団体部に提出する書類として技能実習法第 23 条第 3 項及び同法施行規則第 27 条第 1 項第 9 号に規定される参考様式 ・監理事業を行おうとする団体が外部監査の措置を講じる場合に作成する。 ・本概要書の作成者は、外部監査人でも監理団体でも構わない。 ・外部監査人が個人でかつ複数いる場合は、全員について、1 人ずつ作成する。

該当番号	記載上の注意事項
1	外部監査人が法人の場合に記載する。
1①	外部監査人となる法人の社名を記載する。
1②	外部監査人となる法人の本社所在地を記載する。
1③	外部監査人となる法人の代表者の氏名を記載する。
1④	外部監査人となる法人の役職員の中で、当該監理事業を行おうとする団体に対する外部監査を担当する監査実施責任者の氏名・役職を記載する。
2	外部監査人が個人の場合に記載する。
2①	外部監査人となる者の氏名を記載する。
2②	外部監査人となる者の住居地を記載する。
2③	外部監査人となる者の国籍を記載する。
2④	外部監査人となる者の勤務先名を記載する。
2⑤	外部監査人となる者の勤務先住所を記載する。
2⑥	外部監査人となる者の勤務先における役職名を記載する。
2⑦	外部監査人となる者が保有する資格・免許を記載する。
3	外部監査人の技能実習へ関与した経歴を記載する（監理団体が実施する入国後法的保護講習において講師を行った等）。
4	技能実習に係る講習の受講歴があれば、全て略記した上で、受講証等を添付する。
5	当該申請に係る監理事業を行おうとする団体以外の監理団体と関係を有する場合は、その内容を記載する。
<1>	・日付欄には、本概要書を作成した日付を記載する。 ・「外部監査人の氏名又は名称」欄には、１①又は２①に記載した氏名又は名称を記載する。 ・「作成責任者」欄には、本概要書を作成した者について記載する。 ・外部監査人又は監理事業を行おうとする団体何れかの名称及び責任者の役職・氏名を記載し、職印（なければ法人印及び個人印）を押印する。

優良要件適合申告書（監理団体）（参考様式第２－14 号）２枚目　記載要領

該当番号	記載上の注意事項
１Ⅶ	・帰国後の技能実習生に関し、送出機関と連携して、就職先の把握を行っている（少なくとも全ての送出機関と連携して就職先の把握の取組を行っていること）場合、その概要について記載する。 ・把握を行っている場合は「点数」欄に「5」と、行っていない場合は「0」と記載する。
２Ⅰ	・過去３技能実習事業年度の技能検定等基礎級程度の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎２級程度の合格率を含む。）について記載する。 ・①には、過去３技能実習事業年度の第１号技能実習修了者数からやむを得ない不受検者数を引いた人数を、2017 年 11 月施行前後の新旧制度に分けて、A・B それぞれに記載する。 ・やむを得ない不受検者がある場合には、①A・B それぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙３）に必要事項を記載した上、添付する。 ・やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合等、実習実施者又は監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。 ・②には、過去３技能実習事業年度の技能検定等基礎級程度の学科試験及び実技試験の合格者数（旧制度の基礎２級程度の合格者数を含む。）を、2017 年 11 月施行前後の新旧制度に分けて、A・B それぞれに記載する。 ・②A・B それぞれについて、受検技能実習生名簿（別紙２）に必要事項を記載した上、添付する。 ・③には、①及び②の各合計人数を元に、合格率（小数点以下切捨て）を計算し、記載する。 ・求められた合格率が「95%以上」の場合は「点数」欄に「10」と、「80%以上 95%未満」の場合は「5」と、「75%以上 80%未満」の場合は「0」と、「75%未満」の場合は「－10」と記載する。
２Ⅱ①②	・過去３技能実習事業年度の技能検定等２級及び３級程度の実技試験の合格率について記載する。 ・2020 年 10 月 31 日までの申告は、「Ⅱ」欄の記載か「Ⅱ２(1)とⅡ２(2)」欄の記載のいずれかを選択することができる（同日以後は「Ⅱ」欄による。）。 ・①A には、過去３技能実習事業年度の第２号技能実習修了者数からやむを得ない不受検者数を引いた人数を、2017 年 11 月施行前後の新旧制度に分けて、a・b それぞれに記載する。 ・旧制度について、2017 年７月１日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検実績は必ず含める。 ・①B には、過去３技能実習事業年度の第３号技能実習修了者数からやむを得ない不受検者数を引いた人数を記載する。 ・やむを得ない不受検者がある場合には、①A・B それぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙３）に必要事項を記載した上、添付する。 ・やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合等、実習実施者又は監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。 ・②A には、申請時を起点として遡った過去３年間の技能検定等３級程度の実技試験の合格者数を、2017 年 11 月施行前後の新旧制度に分けて、a・b それぞれに記載する。 ・②B には、申請時を起点として遡った過去３年間の技能検定等２級程度の実技試験の合格者数を記載する。 ・②A・B それぞれについて、受検技能実習生名簿（別紙２）に必要事項を記載した上、添付する。

技能実習計画（別記様式第１号第２面）２枚目　記載要領

<table>
<tr><th>該当番号</th><th>記載上の注意事項</th></tr>
<tr><td>２④</td><td>・技能実習法施行規則第 12 条第１項第２号に規定される「技能実習指導員」（技能実習を担当する者として、申請者又はその常勤の職員の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、修得等をさせようとする技能等について 5 年以上の経験を有し、かつ、次の A）から C)のいずれにも該当しない者（資料 P.202 参照））について記載する。
A）技能実習法第 10 条第１号から第７号まで又は第９号のいずれかに該当する者
B）過去５年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
C）未成年者
・修得等をさせようとする技能等が多岐にわたる等、複数名の技能実習指導員を配置する場合で、全員を欄内に記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に全技能実習指導員を記載する。</td></tr>
<tr><td>２⑤</td><td>・技能実習法施行規則第 12 条第１項第３号に規定される「生活指導員」（技能実習生の生活の指導を担当する者として、申請者又はその常勤の職員の役員若しくは職員のうち、技能実習を行わせる事業所に所属する者であって、前項の A）から C)のいずれにも該当しない者（資料 P.202 参照））について記載する。
・技能実習生の受入れ人数が多い等、複数名の生活指導員を配置する場合で、全員を欄内に記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙に全生活指導員を記載する。</td></tr>
<tr><td>３①</td><td>・ローマ字（大文字）で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載する。
・漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載する。</td></tr>
<tr><td>３②</td><td>・技能実習生が有する国籍を記載する。
・「台湾」は「台湾」、「香港」は「中国（香港）」と記載する。</td></tr>
<tr><td>３③</td><td>年齢は、作成日（技能実習計画１枚目右上記載の日付）現在の年齢を記載する。</td></tr>
<tr><td>３④</td><td>第１号技能実習又は第２号技能実習に係る申請の場合は記載不要。第３号技能実習に係る申請の場合のみ記載する。</td></tr>
<tr><td>５①</td><td>・技能実習の内容が移行対象職種・作業の場合に記載する。
・「コード番号」欄には、要領別紙④（資料 P.214 参照）を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載する。
【複数の職種・作業を実施する場合】
・主たる職種・作業を上欄（「①移行対象職種・作業の場合」）に、従たる職種・作業を下欄（「複数実施の場合」）に記載する。
・複数の職種・作業を実施する場合は、その理由の概要を下記 11 欄に記載した上で、詳細を「複数の職種及び作業に係る技能実習を行わせる理由書」に記載する。</td></tr>
<tr><td>５②</td><td>・技能実習の内容が移行対象職種・作業以外の場合に記載する（移行対象職種・作業の場合は記載不要）。
・技能実習の内容が分かるように具体的に記載する。</td></tr>
<tr><td>５③</td><td>・『第３面「入国後講習実施予定表」のとおり』と記載し、入国後講習について、別記様式第１号第３面「D」により作成する。
・「入国前講習実施の有無」について、「有」「無」いずれかに☑を記載する。
・「有」に☑を記載した場合、その内容について「入国前講習実施（予定）表」により提出する。</td></tr>
<tr><td>５④</td><td>・『第４面「実習実施予定表」のとおり』と記載し、実施する団体監理型技能実習について、別記様式第１号第４面「A・D」により作成する。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>・技能検定、技能評価試験のそれぞれの目標は以下の記載とする。
<table>
<tr><th></th><th>試験名</th><th>級（１号）</th><th>級（２号）</th><th>級（３号）</th></tr>
<tr><td>技能検定</td><td>技能検定</td><td>基礎級</td><td>３級</td><td>２級</td></tr>
<tr><td>技能実習評価試験</td><td>＜施行規則別表第一を参照し記載＞</td><td>初級</td><td>専門級</td><td>上級</td></tr>
</table>
・複数の職種・作業を実施する場合、主たる職種・作業については上欄に記載し、主たる職種・作業以外の職種・作業については下欄の複数実施の場合の欄に記載する。
・その他の欄に☑を記載する場合には、目標とする業務内容、水準等を具体的に記載する。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>第１号技能実習に係る申請の場合は記載不要。第２号技能実習及び第３号技能実習に係る申請の場合は記載する。</td></tr>
<tr><td>8</td><td>・予定する技能実習の期間を記載する。
・第１号技能実習の場合は最長で１年となる。
・新制度では技能実習期間の計算は初日を起算日とする。たとえば 2018 年４月１日から１年間の技能実習の場合は、2018 年４月１日から 2019 年３月 31 日までとなる。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>監理団体について記載する。なお、複数の監理団体の指導の下で技能実習生の受入れを行っている場合、本申請に係る監理団体について記載する。</td></tr>
<tr><td>9①</td><td>・監理団体の許可番号を記載する。
・新制度への移行期において、監理団体の許可申請中の段階で技能実習計画の認定申請を行う場合には、監理団体の許可に係る申請時に交付された申請受理票に記載されている受理番号（例：許17〇〇〇〇〇〇〇〇）を記載する。</td></tr>
<tr><td>9②</td><td>技能実習法第 23 条第１項に規定される監理団体許可の事業区分について、該当するものに☑を付ける。
【監理団体許可の事業区分（要点）】
① 一般監理事業･･･第１号技能実習、第２号技能実習及び第３号技能実習を行わせることができる監理団体
② 特定監理事業･･･第１号技能実習及び第２号技能実習のみを行わせることができる監理団体</td></tr>
</table>

参考様式第１－１号（規則第８条第２号関係）　　（日本工業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

申　請　者　の　概　要　書

１　申請者の概要

①実習実施者届出受理番号	△△△△△△
（ふりがな） ②氏名又は名称	かぶしきかいしゃ　△△こうぎょう 株式会社　△△工業
③業種	大分類（E、製造業）　小分類（245、金属素形材製品製造業）
④主要製品・サービス	鋳造製品
⑤常勤職員数	合計　△△△人　（事務部員　△△人　現場部員　△△△人　）
⑥技能実習を行わせる事業所の常勤職員数	合計　△△人　（事務部員　△人　現場部員　△△人　）
⑦資本金の額	×××億円
⑧前年度売上高	×××万円
⑨前年度経常損益	利益・損失　×××万円
⑩前年度当期純損益	利益・損失　×××万円
⑪労働保険番号	△△△△△△△△△△△△－△△△

（注意）
1　①は、この申請を行うまでに、既に法第 17 条の規定による実施の届出を行い、実習実施者届出受理番号を得ている者について記載すること。
2　③は、日本標準産業分類の大分類及び小分類の記号と名称を記載すること。
3　⑤は、外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除いた実習実施者全体の職員数（役員を含む。）を記載すること。
4　⑥は、技能実習を行わせる事業所に所属する技能実習生を除いた職員数を記載すること。
5　⑪は、申請者が労働保険の成立手続を行い、労働保険番号を有している場合には、必ず記載すること。
6　複数の法人が技能実習を共同で行わせる場合は、複数の法人それぞれについて作成すること。

２　技能実習の実績

①これまでの技能実習生の受入れ実績（旧制度による受入れを含む。）	国籍（国又は地域）：中国　人数：△人		国籍（国又は地域）：　人数：	
	国籍（国又は地域）：　人数：		国籍（国又は地域）：　人数：	
	国籍（国又は地域）：　人数：		国籍（国又は地域）：　人数：	
	国籍（国又は地域）：　人数：		国籍（国又は地域）：　人数：	
	国籍（国又は地域）：　人数：		国籍（国又は地域）：　人数：	
②現在受け入れている技能実習生の数	企業単独型	第１号	人　（うち旧制度　人）	
		第２号	人　（うち旧制度　人）	
		第３号	人	
	団	第１号	△△人　（うち旧制度　△△人）	

3　その他特記事項

特記事項なし

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

20△△年　△△月　△△日　作成

〈1〉

申請者の氏名又は名称　株式会社　△△工業

作成責任者　役職・氏名　代表取締役社長　国際　太郎　㊞

参考様式第１－３号（規則第８条第４号関係）　　（日本工業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技　能　実　習　生　の　履　歴　書

〈1〉　20△△年　△△月　△△日　作成

①氏名	ローマ字	NGUYEN VIET NAM	②性別	(男)・女
	漢字		③配偶者	有・(無)
④国籍（国又は地域）		ベトナム	⑤母国語	ベトナム　語
⑥生年月日		△△△△年　○○　月　□□　日（　△△歳）		
⑦現住所		ベトナム国△△省△△県△△		

	期間	学校名
⑧学歴	△△△△年△△月△△日～△△△△年△△月△△日	□□高等学校
	～	
	～	

	期間	就職先名（職種）
⑨職歴	△△△△年△△月△△日～△△△△年△△月△△日	○○Industries Inc.（溶接工）
	～	（　　）
	～	（　　）
	～	（　　）
	～	（　　）

⑩修得等をしようとする技能等に係る職歴	溶接工　職　△　年	⑪母国語以外の語学力	日本語（水準：　　） 英語　（水準：　　） その他（　　）
	職　　年		

⑫訪日経験	有　（　　～　　）・(無)
⑬技能実習経験及びその区分	有　（　　～　　）・(無) □Ａ（第１号企業単独型技能実習）　□Ｄ（第１号団体監理型技能実習） □Ｂ（第２号企業単独型技能実習）　□Ｅ（第２号団体監理型技能実習） □Ｃ（第３号企業単独型技能実習）　□Ｆ（第３号団体監理型技能実習）
⑭過去の在留資格認定証明書不交付の有無	有　（　　）・(無)
⑮その他	特記事項なし
⑯技能実習生の署名	Nguyen Viet Nam

（注意）

①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。

参考様式第１-15 号（規則第８条第 13 号関係）　　（日本工業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

雇　用　条　件　書

①
20××年　××月　××日

③ NGUYEN VIET　NAM　殿

②
実習実施者名　株式会社　△△工業
所在地　△△県△△市□□２－２－２
電話番号　△△ ― △△ ―△△
代表者　役職・氏名　代表取締役社長　国際　太郎　㊞

Ⅰ．雇用契約期間

１．雇用契約期間　④
（　2018 年　4 月　1 日　～　2019 年　2 月　28 日）

⑤
入国予定日　2018 年　2 月　28 日

２．契約の更新の有無　⑥
☐　契約の更新はしない　　☑　原則として更新する
※　会社の経営状況が著しく悪化した場合等には、契約を更新しない場合がある。

Ⅱ．就業（技能実習）の場所　⑦
□□県□□市□□４－４－４　□□工場

Ⅲ．従事すべき業務（職種及び作業）の内容　⑧
溶接職種・半自動溶接作業
金属プレス加工職種・金属プレス作業

Ⅳ．労働時間等　⑨

１．始業・終業の時刻等
(1) 始業　（　9　時 00 分）　終業　（　18　時 00 分）　（１日の所定労働時間数　8 時間　00 分）
(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】
☑　変形労働時間制：（　1年　）単位の変形労働時間制
※　１年単位の変形労働時間制を採用している場合には、母国語併記の年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。
☐　交代制として、次の勤務時間の組合せによる。
始業（　時　分）　終業（　時　分）　(適用日　　、１日の所定労働時間　　時間　分)
始業（　時　分）　終業（　時　分）　(適用日　　、１日の所定労働時間　　時間　分)
始業（　時　分）　終業（　時　分）　(適用日　　、１日の所定労働時間　　時間　分)

２．休憩時間　（　60　）分

３．１か月の所定労働時間数　160　時間　0 分　（年間総所定労働時間数　1920　時間）

４．年間総所定労働日数　（１年目　220　日、２年目　　日、３年目　　日、４年目　　日、５年目　　日）

５．所定時間外労働の有無　☐　有　　☐　無
○詳細は、就業規則　第　条～第　条、第　条～第　条、第　条～第　条

Ⅴ．休日　⑩
・定例日：毎週　土・日　曜日、日本の国民の祝日、その他（　年末年始、夏季休暇　）　（年間合計休日日数　125　日）
・非定例日：週・月当たり　　日、その他（　　）
○詳細は、就業規則　第○○条～第○○条、第○○条～第○○条

雇用条件書（参考様式第１－15 号）１枚目　記載要領

全般的な注意事項
・技能実習計画の申請に当たって、機構地方事務所・支所認定課に提出する申請書に添付する書類（写しを添付し、原本は実習実施者と技能実習生で１部ずつ保管する。） ・技能実習法令の規定により、技能実習生が十分に理解できる言語を併記しなければならない点に留意する。 ・所定欄に書き切れない場合や所定項目以外の事項につき取り決める場合は、別紙（任意様式、日本語と技能実習生が十分に理解できる言語を併記）に記入する。

該当番号	記載上の注意事項
①	・技能実習生が雇用条件を十分に理解し、署名を取り付けた日付を記載する。 ・雇用契約の締結日より前に署名を取り付ける。
②	代表者は、社長等の代表者であり、必ず職印を押印する。職印がない場合は社印及び個人印、個人事業主の場合は個人印を押印する。
③	・ローマ字（大文字）で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載する。 ・漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載する。
④	技能実習１号の団体監理型では、入国後一定期間、講習を実施することが義務づけられている。雇用契約期間の始期は、講習終了後の「技能等の修得をする活動」を開始する日からとなる。
⑤	既に入国している場合は、実際の入国年月日を記入する。 注）「技能実習のための雇用契約書」（参考様式第１－14 号）「記載上の注意事項②」に記載の通り、実際の入国日が入国予定日と相違しその分雇用契約期間が変動した場合は、技能実習生に書面にて通知し十分説明の上、控に技能実習生の署名を取り付ける。
⑥	・「雇用契約期間」が日本での滞在が予定される期間と同じ場合には「契約の更新はしない」とし、日本での滞在が予定される期間より短い場合には、「原則として更新する」とする。 ・例えば、技能等の修得をする活動の開始が入国１か月後で技能実習２号予定期間が１年の場合、「雇用契約期間」が１年 11 か月であれば「更新しない」に☑を付ける。 ・　技能実習２号予定期間が２年で、「雇用契約期間」が１年 11 か月であれば、「原則として更新する」に☑を付ける。
⑦	実習実施場所（支店・工場等で技能実習を実施する場合は、その名称・所在地）を記載する。
⑧	職種・作業名を記入する。（例：溶接職種・半自動溶接作業）
⑨	・算出の結果、所定労働時間数が割り切れない時間数となる場合は、計算結果の小数点以下第三位を切り上げる。計算の途中数値は切上げない。 例）所定労働時間７時間 20 分、週５日、年間日数 259 日の場合 １日の所定労働時間数　7.33…　→　7.34 時間 １週間の所定労働時間数　7.33…×5＝36.66… →　36.67 時間 年間総所定労働時間数　7.33…×259＝1899.33… →1,899.34 時間 ・１年単位変形労働時間制の場合は、母国語併記の年間カレンダー写し及び労働基準監督署へ届け出た変形労働時間制に関する協定書の写しを添付する。 ・交替制の場合は、シフト勤務ごとに始業、終業時間を記載する。別途シフト表（任意様式）を添付する。 ・変形労働時間制で、かつ交替制でもある場合は、両方に記載する。 ・年間総所定労働時間数は、技能実習１号のみの場合は、講習期間を除いた残りの期間における総所定労働時間数を記載する。技能実習２号を予定する場合は、技能実習２号の１年目の総所定労働時間数を記載する。 ・年間総所定労働日数の１年目には、技能実習１号期間のうち、講習期間を除いた残りの期間における総所定労働日数を記載する。 ・詳細を記した就業規則の条項がある場合は、該当する条項箇所（第○条から第○条）を記す。
⑩	・年間の合計休日日数を記載する。 ・非定例日の場合は母国語併記の年間カレンダー写しを添付する。 ・詳細を記した就業規則の条項がある場合は、該当する条項箇所（第○条から第○条）を記す。

参考様式第 1-18 号（規則第８条第 16 号関係）　　（日本工業規格Ａ列４）
Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

徴　収　費　用　の　説　明　書

１　技能実習生に対する報酬の支払概算額

概算額	△△△△円（１か月当たり）

（注意）
概算額は、社会保険料・税金等を控除する前の金額を記載すること。

２　食費

①食事、食材等の提供の有無	☑ 有　、□ 無
②食費として徴収する費用	１か月当たり　約　△△△△円
③提供する食事、食材等の具体的な内容	食材、宅配弁当等の現物支給
④費用が実費に相当する額その他の適正な額であることの説明	食材購入費　△△△円 宅配弁当　△△△円

（注意）
1　②から④までは、①で有にチェックを付した場合にのみ記載すること。
2　④は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。
・　③が「食材、宅配弁当等の現物支給」の場合：　購入に要した額
・　③が「社員食堂での食事提供」の場合：　技能実習生以外の職員から徴収する額
・　③が「食事の調理・提供」の場合：　材料費、水道光熱費、人件費等の費用の総額を、提供を受ける者（技能実習生のみに限られない。）の人数で除した額

３　居住費

①居住費として徴収する費用	１か月当たり　△△△△円
②提供する宿泊施設の具体的な内容	自己所有物件　・　借上物件
③費用が実費に相当する額その他の適正な額であることの説明	賃料△△△△△円÷入居する技能実習生の人数〇〇人＝△△△△円

（注意）
1　②は、「自己所有物件」、「借上物件」のいずれかに丸印を付すこと。
2　③は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。
・　②が「自己所有物件」の場合：　実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して合理的であると説明可能な額
・　②が「借上物件」の場合：　借上げに要する賃料（管理費・共益費等を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。以下同じ。）を、入居する技能実習生の人数で除した額

参考様式第１-19 号（規則第８条第 17 号関係）　　（日本工業規格Ａ列４）
D

技能実習の期間中の待遇に関する重要事項説明書

NGUYEN VIET NAM　殿

技能実習の期間中の待遇について、以下のとおり説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いします。

１　入国後講習中の待遇

１講習手当（１か月当たり）	①支給の有無	☑ 有 （支給額・支給内容　70,000 円・現金　） ☐ 無
	②備考	特記事項なし
２食費（１か月当たり）	①支給の有無	☑ 有 （支給内容　朝・昼・夕給食（30,000 円相当）　） ☐ 無
	②技能実習生の負担の有無	☐ 有 （負担内容　） ☑ 無
	③備考	特記事項なし
３居住費（１か月当たり）	①支給の有無	☑ 有 （支給内容　宿泊施設（10,000 円相当）　） ☐ 無
	②技能実習生の負担の有無	☐ 有 （負担内容　） ☑ 無
	③形態	寮（寄宿舎）　・　賃貸住宅　・　その他（　）
	④名称	△△研修所
	⑤所在地	〒○○○－○○○○ △△県△△市△△町△△２－１１－５ （電話△△―△△△△―△△△△）
	⑥規模	面積（　900㎡）、収容人員（　30 人）、１人当たり居室（　5㎡）
４その他	特記事項なし	

（注意）
４欄は、１欄から３欄まで以外の諸手当等が支給される場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

２　実習中の待遇

１雇用契約期間	別紙「雇用条件書」のとおり
２就業（技能実習）の場所	別紙「雇用条件書」のとおり
３従事すべき業務（職種及び作業）の内容	別紙「雇用条件書」のとおり

4 労働時間等		別紙「雇用条件書」のとおり
5 休日		別紙「雇用条件書」のとおり
6 休暇		別紙「雇用条件書」のとおり
7 賃金		別紙「雇用条件書」のとおり
8 退職に関する事項		別紙「雇用条件書」のとおり
9 社会保険、労働保険その他の事項		別紙「雇用条件書」のとおり
10 宿泊施設	①形態	寮（寄宿舎）　・　賃貸住宅　・　その他（　　）
	②名称	○○アパート
	③所在地	〒○○○－○○○○ △△県△△市△△町△△１－１－３－２０１号室 （電話△△－△△△△－△△△△）
	④規模	面積（　50㎡）、収容人員（　2 人）、１人当たり居室（　15㎡）
	⑤提供者	監理団体　・　実習実施者
	⑥技能実習生の負担額	5,000 円
11 その他		特記事項なし

（注意）
1　１欄から９欄までは、申請者（実習実施者）と技能実習生との間で交わした雇用契約書及び雇用条件書の内容に基づき、説明を行うこと。
2　10 欄の宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図、写真などを添付すること。
3　11 欄は、１欄から 10 欄まで以外に特記すべき事項がある場合に記載すること。

3　実習先変更

実習先の変更は、やむを得ない事情がある場合を除き、技能実習生が第２号技能実習の目標（技能検定等３級の実技試験の合格）を達成して第３号技能実習を行うことを希望し、かつ、優良な実習実施者及び優良な監理団体が当該技能実習生の受入れを希望する場合に可能となります。

以上の内容について説明しました。

20△△年　△△月　△△日

〈1〉

説明者の氏名　PHAM VIET NAM　㊞

（申請者（実習実施者）との関係　取次送出機関の担当部長　）

以上の内容について上記の説明者から説明を受け、その内容を十分に理解しました。

〈2〉

20△△年　△△月　△△日

技能実習生の署名　Nguyen Viet Nam

参考様式第１－24 号（規則第８条第 24 号関係）　　（日本工業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

優　良　要　件　適　合　申　告　書
（実習実施者）

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第 15 条に定める基準を満たすことについて下記のとおり申告します。

記

項目		点数	内容
1 技能等の修得等に係る実績	Ⅰ	※ 20	① 分母　計 23 名（Ａ＋Ｂ） Ａ 現行制度 第１号修了者＿＿名 － やむを得ない不受検者＿＿名 ＝ 0 名 Ｂ 旧制度 第１号修了者 27 名 － やむを得ない不受検者 4 名 ＝ 23 名 ※やむを得ない不受検者がある場合には、Ａ及びＢそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙３）を添付すること。
			② 分子　計 22 名（Ａ＋Ｂ） Ａ 現行制度　計＿＿名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること） Ｂ 旧制度　計 22 名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること）
			③ 基礎級程度の学科試験及び実技試験の合格率 ② 22 名 ÷ ① 23 名 × 100 ＝ 95 % ※合格率の小数点以下は切り捨てること。
	Ⅱ	※ 点	① 分母　計＿＿名（Ａ＋Ｂ） Ａ 第２号修了者　計＿＿名（ａ＋ｂ） ａ 現行制度 第２号修了者＿＿名 － やむを得ない不受検者＿＿名 ＝＿＿名 ｂ 旧制度 第２号受検者＿＿名 ※旧制度について、平成 29 年７月１日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検者は必ず含めること。 Ｂ 第３号修了者＿＿名 － やむを得ない不受検者＿＿名 ＝＿＿名 ※やむを得ない不受検者がある場合には、Ａ及びＢそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙３）を添付すること。

優良要件適合申告書（実習実施者）（参考様式第1－24号）1枚目　記載要領

全般的な注意事項
技能実習計画認定申請に当たって、機構地方事務所・支所認定課に提出する申請書に添付する書類 （関係法令：技能実習法第8条第3項及び同法施行規則第8条第24号） ・優良な実習実施者の基準については、規則第15条において、同条第1号から第6号までに掲げる事項を総合的に評価して、技能等の修得等をさせる能力につき高い水準を満たすと認められるものであることとするとされており、その運用に当たっては、要領第4章第2節第11の表で「6割以上の点数（120点満点で72点以上）」（ただし、②のⅠ及びⅡについては、技能実習指導員等の養成講習の整備から1年間は評価項目としてカウントされないため、当面は110点満点で66点以上）を獲得した場合に「優良」であると判断することとされている。 ・点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載する。 ・点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0点」、「－5点」等と記載する。 ・ただし、2のⅠ及びⅡについては養成講習の整備から1年間は評価項目としてカウントされないため、記載しない。 ・また、1について、2020年10月31日までの申告は、「Ⅱ」欄の記載か「Ⅱ－2(1)及び(2)」欄の記載のいずれかを選択することができる（同日以後は「Ⅱ」欄による。）。 ・優良要件に関する詳細は、要領第4章第2節第11「優良な実習実施者に関するもの」（P.88）を参照のこと。

該当番号	記載上の注意事項
1Ⅰ	・過去3技能実習事業年度の技能検定等基礎級程度の学科試験及び実技試験の合格率（旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。）について記載する。 ・①には、過去3技能実習事業年度の第1号技能実習修了者数からやむを得ない不受検者数を引いた人数を、2017年11月施行前後の新旧制度に分けて、A・Bそれぞれに記載する。 ・やむを得ない不受検者がある場合には、①A・Bそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙3）に必要事項を記載した上、添付する。 ・やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合等、実習実施者又は監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。 ・②には、過去3技能実習事業年度の技能検定等基礎級程度の学科試験及び実技試験の合格者数（旧制度の基礎2級程度の合格者数を含む。）を、2017年11月施行前後の新旧制度に分けて、A・Bそれぞれに記載する。 ・②A・Bそれぞれについて、受検技能実習生名簿（別紙2）に必要事項を記載した上、添付する。 ・③には、①及び②の各合計人数を元に、合格率（小数点以下切捨て）を計算し、記載する。求められた合格率が「95%以上」の場合は「点数」欄に「20」と、「80%以上95%未満」の場合は「10」と、「75%以上 80%未満」の場合は「0」と、「75%未満」の場合は「－20」と記載する。
1Ⅱ①	・過去3技能実習事業年度の技能検定等2級及び3級程度の実技試験の合格率について記載する。 ・2020年10月31日までの申告は、「Ⅱ」欄の記載か「Ⅱ2(1)とⅡ2(2)」欄の記載のいずれかを選択することができる（同日以後は「Ⅱ」欄による。）。 ・①Aには、過去3技能実習事業年度の第2号技能実習修了者数からやむを得ない不受検者数を引いた人数を、2017年11月施行前後の新旧制度に分けて、a・bそれぞれに記載する。 ・旧制度について、2017年7月1日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検実績は必ず含める。 ・①Bには、過去3技能実習事業年度の第3号技能実習修了者数からやむを得ない不受検者数を引いた人数を記載する。 ・やむを得ない不受検者がある場合には、①A・Bそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙3）に必要事項を記載した上、添付する。 ・やむを得ない不受検者とは、報告対象技能実習事業年度に技能実習を修了し、又は修了する予定であったが、実習実施者の責めによらない行方不明、技能実習生の事情による途中帰国、技能実習生の病気や怪我により受検機会を逃した場合等、実習実施者又は監理団体の責めによらない事情により、技能検定等を受検しなかった者をいう。

			② 分子　計＿＿＿＿＿名（A＋B） A　3級程度＿＿＿＿＿名（a＋b） a　現行制度　計＿＿＿＿名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること） b　旧制度　計＿＿＿＿名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること） B　2級程度＿＿＿＿＿名（受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること）
			③　2級又は3級程度の実技試験の合格率 （②A＋②B×1.5＝＿＿＿名）×1.2　÷　①＿＿＿＿名　×　100　＝　＿＿＿＿＿％ ※合格率の小数点以下は切り捨てること。
	Ⅱ 2 (1)	※ 25 点	3級程度の実技試験の合格者　計　2　名 ※受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること。
	Ⅱ 2 (2)	0 点	2級程度の実技試験の合格者　計＿＿＿＿名 ※受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること。
	Ⅲ	0 点	2級又は3級程度の学科試験の合格者　計＿＿＿＿名 ※受検技能実習生名簿（別紙２）を添付すること。
	Ⅳ	0 点	技能検定等の実施への協力の実績（　有　・　無　） a　試験の職種名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ b　試験実施機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ c　協力の概要＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2 技能実習を行わせる体制	Ⅰ	点	技能実習指導員全員の講習受講（　有　・　無　） 在籍者＿＿＿＿名　うち、講習受講者＿＿＿＿名 ※講習受講者がいる場合には、講習受講者名簿（別紙１）を添付すること。
	Ⅱ	点	生活指導員全員の講習受講（　有　・　無　） 在籍者＿＿＿＿名　うち、講習受講者＿＿＿＿名 ※講習受講者がいる場合には、講習受講者名簿（別紙１）を添付すること。
3 技能実習生の待遇	Ⅰ	3 点	第１号技能実習生の時間当たりの賃金 1,000 円÷最低賃金 932 円×100＝ 107 ％ a　対象とした技能実習生の氏名（ TRAN VIET NAM ） b　最低賃金の種類（ 地域別最低賃金 ・ 特定最低賃金 ） ※第１号技能実習生の時間当たりの賃金は、本技能実習事業年度に受け入れている者のうち、賃金の額が最も低いものを記載すること。 ※最低賃金額は、本技能実習事業年度年頭（４月１日）の金額を記載すること。

優良要件適合申告書（実習実施者）（参考様式第１－24 号）２枚目　記載要領

該当番号	記載上の注意事項
１Ⅱ②③	・②A には、過去３技能実習事業年度の技能検定等３級程度の実技試験の合格者数を、2017 年 11 月施行前後の新旧制度に分けて、a・b それぞれに記載する。 ・②B には、過去３技能実習事業年度の技能検定等２級程度の実技試験の合格者数を記載する。 ・②A・B それぞれについて、受検技能実習生名簿（別紙２）に必要事項を記載した上、添付する。 ・③には、①及び②の各合計人数を元に、合格率（小数点以下切り捨て）を計算し、記載する。 ・求められた合格率が「80%以上」の場合は「点数」欄に「40」と、「70%以上 80%未満」の場合は「30」と、「60%以上 70%未満」の場合は「20」と、「50%以上 60%未満」の場合は「0」と、「50%未満」の場合は「－40」と記載する。
１Ⅱ２(1)	・申請時を起点として遡った過去３年間の技能検定等３級程度の実技試験の合格者数を記載する。 ・技能検定等３級程度について、受検技能実習生名簿（別紙２）に必要事項を記載した上、添付する。 ・本欄による申告は 2020 年 10 月 31 日までの期間限定措置（同日以後は「Ⅱ」欄による。）。 ・合格者３人以上の場合は「点数」欄に「35」、合格者２人の場合は「25」、合格者１人の場合は「15」、それ以外は「－35」と記載する。
１Ⅱ２(2)	・申請時を起点として遡った過去３年間の技能検定等２級程度の実技試験の合格者数を記載する。 ・技能検定等２級程度について、受検技能実習生名簿（別紙２）に必要事項を記載した上、添付する。 ・本欄による申告は 2020 年 10 月 31 日までの期間限定措置（同日以後は「Ⅱ」欄による。）。 ・合格者２人以上の場合は「点数」欄に「5」、合格者１人の場合は「3」と記載する。
１Ⅲ	・申請時を起点として遡った過去３年間の技能検定等２級又は３級程度の学科試験の合格者数を記載する。 ・技能検定等２級又は３級程度について、受検技能実習生名簿（別紙２）に必要事項を記載した上、添付する。 ・合格者２人以上の場合は「点数」欄に「5」、合格者１人の場合は「3」と記載する。
１Ⅳ	・技能検定等の実施への協力（技能検定委員（技能検定における学科試験及び実技試験の問題の作成、採点、実施要領の作成や検定試験会場での指導監督などを職務として行う者）又は技能実習評価試験において技能検定委員に相当する者を社員等の中から輩出している場合や、実技試験の実施に必要とされる機材・設備等の貸与等を行っている場合が想定される。）の実績を記載する。 ・実績があった場合は「点数」欄に「5」と記載する。
２Ⅰ	（技能実習員養成講習の整備から１年間） 評価項目としてカウントされないため、記載しない。 （技能実習員養成講習の整備から１年経過後） ・申請時を起点として遡った過去３年以内の技能実習指導員の受講状況について記載する。 ・在籍する技能実習指導員が全員受講している場合は「点数」欄に「5」と記載する。 ・講習受講者がいる場合は、講習受講者名簿（別紙１）に必要事項を記載した上、添付する。
２Ⅱ	（生活指導員養成講習の整備から１年間） 評価項目としてカウントされないため、記載しない。 （生活指導員養成講習の整備から１年経過後） ・申請時を起点として遡った過去３年以内の生活指導員の受講状況について記載する。 ・在籍する生活指導員が全員受講している場合は「点数」欄に「5」と記載する。 ・講習受講者がいる場合は、講習受講者名簿（別紙１）に必要事項を記載した上、添付する。
３Ⅰ	・第１号技能実習生の賃金（基本給）のうち最低のものと最低賃金を比較し、記載する。 ・給与の支払形態が日給や月給の場合は、時間当たりの賃金に換算して比較する。 ・地域別最低賃金との比較が原則だが、特定最低賃金が適用される場合には、特定最低賃金と比較する。 ・比較を行う時点は、原則として、申請が行われた技能実習事業年度の年頭（４月１日）とし、当該時点の最低賃金と、当該月の第１号技能実習生の賃金（基本給）のうちその額が最も低いものと比較する。当該時点では第１号技能実習生を受け入れていない等の場合には、当該技能実習事業年度内で適切に比較が可能な時期で比較する。 ・第１号技能実習生の賃金の額が最低賃金の額の 115%以上の場合は「点数」欄に「5」、105%以上 115%未満であれば「3」と記載する。

	Ⅱ	4 点	地域社会との交流を行う機会の概要 ・地元小学生と技能実習生の交流イベントを開催
	Ⅲ	3 点	日本の文化を学ぶ機会の概要 ・季節ごとに正月や花見などの日本のイベントを開催

（注意）
1　点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。
2　点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「０点」、「－５点」等と記載すること。
3　「１技能等の修得等に係る実績」の項目については、施行後３年間は、「Ⅱ」の欄の記載か「Ⅱ２(1)とⅡ２(2)」の欄の記載のいずれかを選択すること。
4　「２技能実習を行わせる体制」の項目については、講習の整備から１年間は記載しないこと。

<1>

合計点
77 点

以上の記載内容は事実と相違ありません。

20△△年　△△月　△△日作成

＜2＞　申請者の氏名又は名称　株式会社　△△工業

作成責任者　役職・氏名　代表取締役社長 国際　太郎　㊞

技能実習生の名簿（参考様式第１−25 号）１枚目　記載要領

全般的な注意事項
・技能実習計画認定申請に当たって、機構の地方事務所・支所の認定課に提出する申請書に添付する書類 ・本名簿に記載すべき対象となる技能実習生は以下のとおり。 ① 実習実施者が技能実習計画の認定を受けて現に技能実習を行わせている技能実習生 ② 実習実施者が技能実習計画の認定を受けて入国予定の技能実習生 ③ 旧制度により現に技能実習を行わせている技能実習生 （関係法令：技能実習法第８条第３項及び同法施行規則第８条第 25 号）

該当番号	記載上の注意事項
<1>	技能実習生数が多く、複数枚にわたる場合は、右上にページ総数とページ数を記載する。
<2>	技能実習生ごとに１から順に番号を付ける。
1	「現在」認定を受けている技能実習計画について記載する。
１①	技能実習計画認定番号を記載する。
１②	技能実習計画認定年月日を記載する。
１③	該当する技能実習の区分に☑を付ける。
１④	技能実習計画の終了予定日を記載する。
2	技能実習生について記載する。
２①	・旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名をローマ字（大文字）で記載する。 ・漢字の氏名がある場合には、併せて漢字の氏名も記載する。
２②	・技能実習生の国籍・地域を記載する。 ・上段と同じであれば、「〃」と記載してもよい。
２③	技能実習生の生年月日を記載する。
２④	技能実習生の性別について、該当するものに○を付ける。
２⑤	他の実習実施者が技能実習を行わせることが困難である技能実習生の受入れである場合、その受入れ開始年月日を記載する。

6	△△△○○	20△×年 △△月△△日	□ 第１号企業単独型技能実習 □ 第２号企業単独型技能実習 □ 第３号企業単独型技能実習 □ 第１号団体監理型技能実習 ☑ 第２号団体監理型技能実習 □ 第３号団体監理型技能実習	20××年 △△月△△日	△△△　△△△ △△△　△△△	〃	19△△年 △△月△△日	男・女	年 月　日
7	△△△□□	20△○年 △△月△△日	□ 第１号企業単独型技能実習 □ 第２号企業単独型技能実習 □ 第３号企業単独型技能実習 □ 第１号団体監理型技能実習 ☑ 第２号団体監理型技能実習 □ 第３号団体監理型技能実習	20××年 △△月△△日	△△△　△△△ △△△　△△△	〃	19△△年 △△月△△日	男・女	年 月　日
8	△△△□×	20△○年 △△月△△日	□ 第１号企業単独型技能実習 □ 第２号企業単独型技能実習 □ 第３号企業単独型技能実習 □ 第１号団体監理型技能実習 ☑ 第２号団体監理型技能実習 □ 第３号団体監理型技能実習	20××年 △△月△△日	△△△　△△△ △△△　△△△	〃	19△△年 △△月△△日	男・女	年 月　日
9	△△△□○	20△○年 △△月△△日	□ 第１号企業単独型技能実習 □ 第２号企業単独型技能実習 □ 第３号企業単独型技能実習 □ 第１号団体監理型技能実習 □ 第２号団体監理型技能実習 ☑ 第３号団体監理型技能実習	20××年 △△月△△日	△△△　△△△ △△△　△△△	〃	19△△年 △△月△△日	男・女	年 月　日

（注意）

1　申請者が技能実習計画の認定を受けて現に技能実習を行わせている全ての技能実習生を記載すること。（旧制度により受け入れている技能実習生及び入国予定者を含む。）

2　２欄の①は、旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名をローマ字で記載するほか、漢字の氏名がある場合には併せて漢字の氏名も記載すること。

3　左の空欄に技能実習生ごとに番号を付するほか、複数枚にわたる場合は、右上にページ総数とページ数を記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

20△△年　△△月　△△日　作成

〈3〉

申請者の氏名又は名称　株式会社　△△工業

作成責任者　役職・氏名　代表取締役　国際　太郎　㊞

外国の所属機関による証明書（参考様式第 1－28 号）　記載要領

全般的な注意事項
・技能実習計画認定申請に当たって、機構地方事務所・支所認定課に提出する申請書に添付する書類 ・技能実習において中心的に修得等をしようとする技能等について、送出国で業務として従事した経験を有することを所属機関が証明するもの。 （関係法令：技能実習法第 8 条第 3 項、同法施行規則第 8 条第 26 号及び第 10 条第 2 項第 3 号ホ） ・技能実習生が本国を出国する時点で所属している勤務先がある場合に提出する。 ・下記④で「技能実習生との関係を継続」又は下記⑤で「復職」以外に☑を付けた場合は、「帰国後に技能実習生が修得した技能等を適切に活用できるよう、取次送出機関が就職先をあっせんその他の必要な支援を行うこと」とされていることに留意する必要がある。

該当番号	記載上の注意事項
①	・ローマ字（大文字）で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載する。 ・漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載する。
②	技能実習生が母国で所属する事業所名、部署名及び従事している職種を記載する。
③	・技能実習を実施する経緯について、該当するものに☑を付ける。 ・経緯が「所属機関からの推薦」であれば推薦理由を、「その他」であれば経緯の内容を記載する。
④	・技能実習期間中における外国の所属機関と技能実習生との関係について、該当するものに☑を付ける。 ・「その他」に〇を付けた場合は、具体的な関係を記載する。
⑤	・技能実習の終了後の措置予定について記載する。 ・「復職」を予定する場合は、復職する事業所名、部署名及び職種名を記載する。
<1>	本証明書に記載した内容が事実と相違なく、また、団体監理型技能実習の準備に関し、技能実習に関する法令に違反することがなければ、書類の作成年月日、外国の所属機関の名称及び責任者の役職・氏名を記載し、機関の印を押印する。

技能実習計画認定と監理団体許可に係る手数料・登録免許税

【JITCO】

1　手数料（主務大臣により、機構に技能実習計画の認定、さらに、機構に監理団体許可申請の申請書受理及び書類に係る事業関係調査（「事実調査」）を行わせることとされている場合）

区　分		根拠規定		金額（計算方法）		納付方法	備　考
		技能実習法	法施行規則				
技能実習計画	1　認定申請	法第8条第5項	規則第9条	3,900円×申請する技能実習計画の件数（注） （注）技能実習計画は「1技能実習生」について「技能実習の区分（技能実習1号、2号又は3号）」別に作成し、認定・変更申請を行う。		機構指定の「金融機関口座」振込	機構の収入【法第12条第6項】
	2　変更申請	法第11条第2項					
監理団体許可申請	1　新規許可申請	法第23条第7項	規則第28条第1項	①監理事業を行う事業所が1つのみ	2,500円	収入印紙	
				②監理事業を行う事業所が2つ以上	2,500円+ 900円×（監理事業所数－1）		
	監理団体許可申請に係る事実の調査	法第24条第5項	規則第28条第2項	①監理事業を行う事業所が1つのみ	47,500円	機構指定の「金融機関口座」振込	機構の収入【法第24条第6項】
				②監理事業を行う事業所が2つ以上	47,500円+ 17,100円×（監理事業所数－1）		
	2　許可更新申請	法第31条第4項	規則第40条第1項		900円×監理事業所数	収入印紙	
	監理団体許可の更新申請に係る事実の調査	法第31条第5項	規則第40条第2項		17,100円×監理事業所数	機構指定の「金融機関口座」振込	機構の収入【法第31条第5項】
	3　許可区分の変更申請（特定監理事業から一般監理事業への区分変更申請の場合のみ）	法第32条第2項（法第23条第7項の準用）	規則第45条第1項	①監理事業を行う事業所が1つのみ	2,500円	収入印紙	
				②監理事業を行う事業所が2つ以上	2,500円+ 900円×（監理事業所数－1）		
	許可区分の変更申請に係る事実の調査	法第32条第2項（法第24条第5項の準用）	規則第45条第2項	①監理事業を行う事業所が1つのみ	47,500円	機構指定の「金融機関口座」振込	機構の収入【法第24条第6項】
				②監理事業を行う事業所が2つ以上	47,500円+ 17,100円×（監理事業所数－1）		

2　登録免許税（新規の監理団体許可、特定監理事業から一般監理事業への区分変更許可に係る登録免許税の納付）

区　分	根拠規定	金　額	納付方法	納付期限
① 新規監理団体許可 ② 一般監理事業への区分変更許可	登録免許税法第9条 （同法別表第一第63号として規定）	許可の件数1件につき15,000円	現金納付【登録免許税法第21条】	監理団体の許可等については、主務大臣により、申請前に納付し、申請時にその領収証書（原本）を提出する旨定められている。

©2017 Japan International Training Cooperation Organization

「指定外部役員」及び「外部監査人」に関する規定（技能実習法第25条第1項第5号関係）

【JITCO】

規定（法施行規則）	「指定外部役員」関係
第30条第1項第1号	・監理団体許可の申請者（以下「申請者」）が実習監理を「行う」次の者 ① 団体監理型実習実施者 ② 団体監理型実習実施者の役員 ③ 団体監理型実習実施者の職員 ④ 過去5年以内に上記①～③の者であった者
第30条第1項第2号	・過去5年以内に申請者が実習監理を「行った」次の者 ①' 団体監理型実習実施者 ②' 団体監理型実習実施者の役員 ③' 団体監理型実習実施者の職員 ④' 過去5年以内に上記①'～③'の者であった者
第30条第1項第3号	上記①～④までと配偶者又は二親等以内の親族の関係にある者 上記①'～④'までと配偶者又は二親等以内の親族の関係にある者
第30条第1項第4号	・社会生活において密接な関係を有する者であって、指定外部役員による「申請者の監理業務（団体監理型実習実施者に対する監査等）が適正に行われているかの確認」の公正が害されるおそれがあると認められる者

規定（法施行規則）	「外部監査人」関係
第30条第4項第1号	・監理団体許可の申請者（以下「申請者」）が実習監理を「行う」次の者 ① 団体監理型実習実施者 ② 団体監理型実習実施者の役員 ③ 団体監理型実習実施者の職員 ④ 過去5年以内に上記①～③の者であった者
	・過去5年以内に申請者が実習監理を「行った」次の者 ①' 団体監理型実習実施者 ②' 団体監理型実習実施者の役員 ③' 団体監理型実習実施者の職員 ④' 過去5年以内に上記①'～③'の者であった者
	上記①～④までと配偶者又は二親等以内の親族の関係にある者 上記①'～④'までと配偶者又は二親等以内の親族の関係にある者
第30条第4項第2号	・社会生活において密接な関係を有する者であって、外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者

第30条第2項第2号	・指定外部役員（責任役員を除く。）としての適格性を欠く次に掲げる者
第30条第2項第2号イ	① 申請者の役員（監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する者及び指定外部役員に指定されている役員を除く。） ② 申請者の職員 ③ 過去5年以内に①又は②の者であった者
第30条第2項第2号ロ	④ 申請者の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。） ⑤ 上記④の役員 ⑥ 上記④の職員 ⑦ 過去5年以内に④～⑥の者であった者
第30条第2項第2号ハ	⑧ 実習実施者（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。） ⑨ 上記⑧の役員 ⑩ 上記⑧の職員
第30条第2項第2号ニ	⑪ 監理団体（申請者を除く。）の役員（監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する者及び指定外部役員に指定されている者を除く。） ⑫ 監理団体（申請者を除く。）の役員
第30条第2項第2号ホ	⑬ 申請者が団体監理型実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関 ⑭ ⑬の役員 ⑮ ⑬の職員 ⑯ 過去5年以内に⑬～⑮の者であった者
第30条第2項第2号ヘ	⑰ 上記①～⑯までに掲げる者のほか、申請者又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に技能実習に関して不正又は著しく不当な行為を行った者であることその他の事情によりこの法施行規則第30条第2項に規定する確認の公正が害されるおそれがあると認められる者

第30条第5項第2号	・外部監査人としての適格性を欠く次に掲げる者
第30条第5項第2号イ	① 申請者の役員 ② 申請者の職員 ③ 過去5年以内に上記①又は②の者であった者
第30条第5項第2号ロ	④ 申請者の構成員（申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む者に限る。） ⑤ 上記④の役員 ⑥ 上記④の職員 ⑦ 過去5年以内に上記④～⑥の者であった者
第30条第5項第2号ハ	⑧ 実習実施者（申請者が実習監理を行う団体監理型実習実施者を除く。） ⑨ 上記⑧の役員 ⑩ 上記⑧の職員
第30条第5項第2号ニ	⑪ 監理団体（申請者を除く。） ⑫ 上記⑪の役員 ⑬ 上記⑪の職員
第30条第5項第2号ホ	⑭ 申請者が団体監理型実習の申込みの取次ぎを受ける外国の送出機関 ⑮ ⑭の役員 ⑯ ⑭の職員 ⑰ 過去5年以内に上記⑭～⑯の者であった者
第30条第5項第2号ヘ	⑱ 法第26条第5号イ～ニまで（申請者の役員に係る監理団体許可の欠格事由）のいずれかに該当する者
第30条第5項第2号ト	⑲ 法人であって、技能実習法第26条各号（監理団体許可の欠格事由）のいずれかに該当するもの又はその役員のうちにこの法施行規則第30条第5項第2号イ～ホ（上記①～⑰）までのいずれかに該当する者があるもの
第30条第5項第2号チ	⑳ 上記5①～⑲までに掲げる者のほか、申請者又はその役員、職員若しくは構成員と社会生活において密接な関係を有すること、過去に技能実習に関して不正又は著しく不当な行為を行った者であることその他の事情により外部監査の公正が害されるおそれがあると認められる者

©2017 Japan International Training Cooperation Organization